

トリニューモウイルス感染症生ワクチン

平成 18 年 3 月 22 日（告示第 350 号）一部改正

平成 19 年 8 月 29 日（告示第 1076 号）一部改正

動生剤基準のトリニューモウイルス感染症生ワクチンの 3.3.4、3.3.5、3.3.6（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2 及び 2.2.2 を除く。）、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。